

学校生活のきまり（校則など）に関するガイドライン

高松市教育委員会 令和3年11月

1. 学校生活のきまり（校則など）についての基本的な方針

学校生活のきまり（校則など）については、「子どもの権利」を守る観点等に鑑み、以下に示す方針を踏まえて制定及び運用を行います。特に、児童生徒の行動や服装等に一定の制限を課すような場合には、後に示す見直しの手順に基づき明文化しておく必要があります。

- (1) 学校生活のきまり（校則など）は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定めます。また、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、学校生活のきまり（校則など）とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童会・生徒会活動として児童生徒の主体的な取組や家庭、地域の教育に任せることも視野に入れます。
- (2) 学校生活のきまり（校則など）の内容は、児童生徒の体力面や健康状態など個々の状況を踏まえ、画一的にならないものが望ましいですが、きまりの性質上、画一的にならざるを得ない場合は、以下の点に留意します。
 - ① 個別の対応について相談ができる旨を明記します。障がいがある児童生徒への合理的な配慮や、さまざまな文化を背景にもつ児童生徒や LGBT（性的少数者）に対してのきめ細やかな対応についての配慮を必ず踏まえます。
 - ② 児童生徒や保護者の判断・選択が行える内容も検討します。
- (3) 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に対応するため、学校生活のきまり（校則など）の内容については、絶えず積極的に見直す機会を設定します。その際には以下の点に留意します。
 - ① 既存の校内組織を活用したり、新規で校内組織を立ち上げたりするなど、学校として組織的かつ計画的に見直しを行います。
 - ② 児童生徒が主体的にきまりについて考える機会を設けたり、保護者等から意見を聴取したりするなど、学校、児童生徒、保護者等による合意形成を大切にします。

2. 学校生活のきまり（校則など）の見直しの在り方

(1) 見直しの目的

学校生活のきまり（校則など）は、社会規範の遵守について適切な指導を行う際の指針となり、教育的意義を有していると言えます。しかしながら、その内容においては「社会通念上合理的な説明ができる範囲」とされており、社会情勢の変化が大きい現代においては、不断にその内容を見直し、その合理性を検証する必要があります。

また、見直しにおいて、児童生徒や保護者等が何らかの形で参加することにより、その必要性について共通理解が図られ、学校生活のきまり（校則など）を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなります。

(2) 見直しの手順

学校生活のきまり（校則など）の見直しは、その目的を踏まえ、各高松市立小中学校では以下の手順に沿って行うものとします。

- ① 学校生活のきまり（校則など）に関する検討を組織的かつ計画的に行い、見直しが毎年度行われる体制づくりを行います。
- ② 児童生徒が主体的に考える機会を設けるため、学級活動や児童会・生徒会活動において、各学校の学校生活のきまり（校則など）について児童生徒が話し合う活動を毎年度行います。
- ③ 保護者や地域の意見が見直しに反映されるよう、学校評価の項目に学校生活のきまり（校則など）に関する事項を設定します。また、高松型学校運営協議会等を通して、その結果についての協議を行います。
- ④ 見直した内容については、速やかに保護者にお知らせするとともに、学校ホームページに掲載し周知を行います。また、見直しの手順については適切に記録・保存します。

(3) 見直しの行程

年	月	教育委員会	学 校	備 考
令和3年度	11月	ガイドライン策定		見直しの実施は、内容等に応じてできるものから速やかに行います。
	12月 ～ 2月		見直しの計画、 体制づくり、 見直しの実施 (保護者へのお知らせ)	
	2月	報告書受領	報告書(様式1)作成・提出	
	3月	ガイドライン検証		
令和4年度以降	4月 ～ 2月		見直しの実施、 見直し結果の公表 (保護者へのお知らせ・ 学校HPへの掲載)	見直しの実施や公表は、内容等に応じてできるものから速やかに行います。
	2月	報告書受領	報告書(様式1)作成・提出	
	3月	ガイドライン検証		

(4) 見直しを行う内容

【見直しすべき内容】

学校生活のきまり（校則など）は、現在の社会通念に照らし、その必要性や合理性について説明できる内容でなければなりません。例えば、以下に示すような内容については、各学校において必ず見直しを行うこととします。

- ① 性の多様性やさまざまな文化への配慮に欠けるもの
- ② 健康上の配慮に欠けるもの
- ③ その他合理的な説明が難しいと思われるもの